

社会福祉法人近江八幡市社会福祉協議会デイサービスセンター きらめきあづち運営規程

制定 平成22年3月21日 改正 平成27年6月11日

改正 平成24年4月1日

改正 平成27年3月24日

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 近江八幡市社会福祉協議会（以下「法人」という）が開設する指定通所介護事業所（以下「事業所」という）が行う指定通所介護事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員および運営管理に関する事項を定め、事業所の生活相談員または看護職員、介護職員等の従事者（以下「従事者」という）が、社会的孤立感の解消および心身機能の維持ならびに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定通所介護（以下「指定通所介護」という）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条** 事業所は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行う。
- 2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・福祉・医療サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 上記の他「滋賀県介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例」を遵守する。

(事業所の名称等)

第3条 名称および所在地は次の通りとする。

- (1) 名称 デイサービスセンターきらめきあづち
(2) 所在地 滋賀県近江八幡市安土町上出908番地1

(職員の職種、員数および職務内容)

第4条 事業所に勤務する従事者の職種、員数、および職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1名
従事者の管理および業務の管理を一元的に行うとともに、それぞれの利用者に応じて通所介護計画（以下「介護計画」という）を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明を行うものとする。なお、介護計画の作成にあたって、既に居宅介護サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿って作成するものとする。
- (2) 生活相談員 1名以上
管理者の補助ならびに利用者またはその家族の生活の相談に応じるとともに、介護計画に基づいたサービスの実施のために必要な連絡調整を行う。
- (3) 看護職員 1名以上

介護計画に基づき主として利用者の健康管理を行う。

- (4) 介護職員 4名以上

介護計画に基づき主として利用者の介護を行う。

- (5) 機能訓練指導員 1名以上

介護計画に基づき主として日常生活を営むのに必要な機能減退を防止するための訓練を行う。

- (6) その他補助職員

利用者の状況に応じて配置し、業務を補助する。

(営業日および営業時間)

第5条 事業所の営業日および営業時間は、次の通りとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。(ただし、12月30日から1月3日までを除く)
(2) 営業時間 午前9時20分から午後4時30分までとする。(ただし、管理者が必要と認めるときは変更することができる)

(指定通所介護の利用人員)

第6条 事業所の利用定員は、1日27人とする。(ただし、指定介護予防通所介護事業所を含む)

(指定通所介護の内容および料金その他の費用の額)

第7条 指定通所介護の内容は次の通りとし、指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割または2割の額とする。

- (1) 介護サービス
(2) 健康チェック
(3) 生活相談
(4) レクリエーション
(5) 送迎サービス
(6) 個別機能訓練
(7) 口腔機能向上指導

2 前項の支払を受ける額の他、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けるものとする。

- (1) 事業所の通常の事業実施地域以外に居住する者に対して行う送迎に要する費用
事業実施地域を越えた地点から1km毎に40円を乗じて得た額
(2) 通常要する時間を超える指定通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い
必要となる費用のうち、通常の指定通所介護に係る基準額を超える費用
(3) 食事提供代 650円
(4) おむつ代 実費

- (5)利用予定日の当日午前8時30分までに利用中止の申し出がなかった場合、取消料として、利用料金の50%の金額、及び食材料費350円
- (6)前号に掲げるもののほか、指定通所介護の提供において通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担を求めることが適当と認められる費用
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対し事前に説明を行ったうえで、支払の同意を得なければならない。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、近江八幡市（安土地区、武佐学区、金田学区）とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者は、指定通所介護の利用にあたっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を事業所の従事者に連絡し、心身の状況に応じた利用を心がける。

(緊急時における対処方法)

- 第10条** 従事者は、事業の実施中の利用者の心身状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。
- 2 利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事項が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

- 第11条** 非常災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。
- 2 非常災害の発生の際にその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するよう努める。

(苦情処理)

- 第12条** 提供した指定通所介護に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、相談窓口を設置し、苦情の内容を把握して必要な措置を講ずるものとする。
- 2 提供した指定通所介護に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは紹介に応じ、および利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 社会福祉法（昭和26年3月29日法律45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査またはあっせんに限り協力するものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第13条 事業所は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
- (2) 苦情解決体制の整備
- (3) 従事者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(その他運営についての留意事項)

第14条 事業所は、従事者の質的向上を図るための研修の機会を設け、また、常に業務体制を整備する。

- 2 従事者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 3 従事者は従事者でなくなった後においても利用者またはその家族の秘密を守るべき旨を、従事者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は法人会長と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この規程は、平成22年3月21日から施行する。

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成27年8月1日から施行する。